

## 1. Al-Dulimi 事件

2003年のイラク戦争後に、国連安全保障理事会は、次の規定を含む[決議 1483 \(2003\)](#)を採択した。文中の the previous Government of Iraq とはフセイン政権のことである。この決議は[国連憲章第7章](#)に基づく決議であり、以下の引用部分は「決定」であるため、国連憲章 25 条に基づき拘束力を有する。

23. *Decides* that all Member States in which there are:

(a) funds or other financial assets or economic resources of the previous Government of Iraq or its state bodies, corporations, or agencies, located outside Iraq as of the date of this resolution, or

(b) funds or other financial assets or economic resources that have been removed from Iraq, or acquired, by Saddam Hussein or other senior officials of the former Iraqi regime and their immediate family members, including entities owned or controlled, directly or indirectly, by them or by persons acting on their behalf or at their direction,

shall freeze without delay those funds or other financial assets or economic resources and, unless these funds or other financial assets or economic resources are themselves the subject of a prior judicial, administrative, or arbitral lien or judgement, immediately shall cause their transfer to the Development Fund for Iraq, it being understood that, unless otherwise addressed, claims made by private individuals or non-government entities on those transferred funds or other financial assets may be presented to the internationally recognized, representative government of Iraq; and *decides further* that all such funds or other financial assets or economic resources shall enjoy the same privileges, immunities, and protections as provided under paragraph 22;

この決議採択を受け、スイスは、イラクに対する経済制裁に関する政令を改正し、資産凍結の対象となる個人の決定は、国連のデータに基づいてスイス経済省が行うこととした。その後、[安保理決議 1518 \(2003\)に基づいて安保理補助機関として設置された制裁委員会](#)が、上に引用した決議 1483 (2003)の 23 段にいう個人を特定し、そこに Al-Dulimi 氏も含まれた。同制裁委員会の決定に基づき、スイス経済省は上記スイス政令による資産凍結の対象となる個人として Al-Dulimi 氏を指定した。同氏は、この指定が公正な裁判を受ける権利の侵害であるなどと主張して指定取消を求めてスイス裁判所に訴えたが敗訴し、ヨーロッパ人権裁判所に提訴した<sup>1</sup>。[ヨーロッパ人権条約 6 条](#)は、公正な裁判を受ける権利を定めている。

ヨーロッパ人権裁判所大法廷は、[2016年6月21日の判決](#)により、大要以下の判断を下した。

- 国連憲章 103 条は今日の国際法体系において根本的重要性を有する (パラ 135)。

<sup>1</sup> Al-Dulimi 事件を詳しく扱う日本語文献として、[加藤陽「国連憲章の義務の優先と欧州人権裁判所における『同等の保護』理論」](#)国際公共政策研究 19 巻 1 号 (2014 年) 147 頁。ただし、大法廷判決前の論文である。

- 公正な裁判を受ける権利は、極めて重要ではあるが、現時点において強行規範ではない（パラ 136）。
- 国連憲章 1 条・24 条 2 項に鑑み、安保理がその決定により義務を課す場合は、当該決議は人権と矛盾しない内容であるとの推定が働く（パラ 139-140）。
- 本件で問題になる安保理決議 1483 (2003)・1518 (2003)は、同決議の実施のために採られた国内的措置が人権保障の観点から問題のないものかどうかをスイス裁判所が検討することを妨げるものではない（パラ 143）。
- 制裁リストに掲載されることは対象者にとって深刻な結果をもたらす。ヨーロッパ人権条約はヨーロッパ公序の憲法的文書であり、ヨーロッパ公序の基本的要素は法の支配（法治国家）原理である（パラ 145）。
- スイスは、（ヨーロッパ人権条約 6 条と国連憲章 103 条との）義務の抵触に直面しておらず、したがって国連憲章 103 条の優越性の問題は生じない（パラ 149）。
- スイス連邦裁判所は、本件安保理決議が根拠のあるものであるかどうか、あるいは適切なものであるかどうかを判断することはできない（パラ 150）。
- 原告らには、制裁リストへの掲載が恣意に基づくものであることを示すために証拠を提出し、その主張が裁判所により検討されることが認められなければならなかった（パラ 151）。
- よって、ヨーロッパ人権条約 6 条 1 項の違反が認められる（パラ 155）。

## 2. Sayadi 事件

安保理は、アフガニスタンのタリバーン政権に対する制裁を決議 1267 (1999)・1333 (2000)・1390 (2002)によって科した<sup>2</sup>。これを受けて、ヨーロッパ共同体(EC)はそれを実施するための[規則 881/2002](#)を採択した。さらに、これを受けて、ベルギーは、ベルギー国籍を有する Sayadi らに対する刑事捜査を開始した。その結果、Sayadi らは制裁委員会作成の制裁リストに載り、移動の自由の制限や財産凍結などの対象となった。そこで、Sayadi らは、ベルギー国内裁判所に訴えたところ、ブリュッセル第一審裁判所は、Sayadi らをリストから外す手続をとることをベルギー政府に命じた。さらに、Sayadi らはベルギーで刑事訴追されたが、ブリュッセル第一審裁判所は免訴(non-lieu)<sup>3</sup>の判断を下した。そこで、ベルギー政府は制裁委員会に同人らをリストから外すことを求めたが、制裁委員会はこれに応じなかった。そこで、Sayadi らはベルギーを相手に、自由権規約 12 条

<sup>2</sup> これら決議によって設置された制裁委員会は、現在、[対 ISIL・アルカイード制裁委員会](#)として存続している。

<sup>3</sup> 日本の刑事訴訟法における不起訴処分に類似。

(移動の自由)などの違反を主張して自由権規約人権委員会に[個人通報申立](#)を行った<sup>4</sup>。

中心的争点は、ベルギーの措置が12条3項の例外に当たるかどうかであった。これについて、自由権規約人権委員会は[その見解](#)においてベルギーによる規約違反を認定した(特に、パラ10.6-10.8)<sup>5</sup>。

委員会は、当事者の意見を整理する箇所では国連憲章103条に触れているが、自らの見解を述べる場所(パラ10.1-13)では触れていない。これに対し、少数意見の中には103条に触れるものが多く、特に岩沢委員意見(individual opinion)・Wedgewood委員意見(individual opinion (dissenting))は注目される。

## 問

国連憲章103条をよく読み、この種の制裁対象者リストが作成される状況を考慮した上で、Al-Dulimi判決・Sayadi見解が適切であるかどうか、反論の余地はないかを考えてくること。

---

<sup>4</sup> 自由権規約の当事者となれるのは国家のみであり、国連は同規約の当事者ではない。したがって、国連を相手に申立を行うことはできない。

<sup>5</sup> 評釈として、水島朋則「対テロ安保理決議の実施における自由権規約違反の可能性——サヤディ対ベルギー事件」[国際人権](#) 20号(2009年)115頁、丸山政己「国連安全保障理事会と自由権規約委員会の関係——狙い撃ち制裁に関わる Sayadi 事件を素材として——(2・完)」[山形大学法政論叢](#) 49号(2010年)61頁。